

異文化間情報連携学会 『I'NEXUS』編集委員会規定

(設置)

第1条 異文化間情報連携学会は、会則第3条の2)に基づき編集委員会（以下「委員会」という）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は学会誌『I'NEXUS』の刊行を目的として次の業務を行う。

- (1) 委員会の会議の開催
- (2) 『I'NEXUS』投稿論文の審査及び採否の決定
- (3) 投稿論文以外の執筆依頼
- (4) 『I'NEXUS』の編集及び刊行に関する業務
- (5) 『I'NEXUS』の編集及び刊行に関する事項の審議
- (6) その他本委員会が必要とする事業

(構成)

第3条 委員会は、委員長1名、副委員長1名、編集委員8名以内、委員会幹事（以下「編集幹事」という）若干名をもって構成する。

2 委員は、委員会において正会員の中から適切な人材を選考し、会長の承認を経た上で委嘱する。

3 任期中に委員の職務を続行できなくなった場合、あるいは正会員の資格を失った場合等の対応は、本委員会で協議した上で会長に報告し、決定する。

4 委員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。

5 委員は委員会に出席し、第2条各号に定める事項に関する審議を行う。

6 委員会は、必要に応じて臨時委員を委嘱できるものとする。

（委員会役員）

第4条 委員会役員は、理事会の選任により委嘱する。

2 委員長は、会務を統括し、『I'NEXUS』の刊行の職務を全うする。

3 副委員長は委員長を補佐して会務を掌理し、委員長が職務を継続できない場合や欠員の際にはその職務を代理する。

4 編集幹事は、『I'NEXUS』の発刊に関する実務を統括する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し議長となる。

2 委員長が必要と認める時、会長の許可を得た上で構成員以外の者の出席を求めることができる。

(所掌事項)

第6条 委員会は、『I'NEXUS』の刊行に係わる次の事項を審議し、その実務にあたる。

- 1) 『I'NEXUS』の企画、編集、発行の基本方針に関すること。
- 2) 投稿規程等の制定、改廃に関すること。
- 3) 論文、資料等の投稿受付、査読審査に関すること。
- 4) 論文掲載の決定に関すること。
- 5) その他刊行に関すること。

(細則)

第 7 条 本規程の実施に必要な内規等については、編集委員会で別に定め、理事会の承認を得る。

附則 この規程は平成 31 年 1 月 1 日から施行する。